

道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二の備考の1及び2の規定により、道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

一 区域の区分

（一）第一種区域

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第号）に規定する第一種区域

（二）第二種区域

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第号）に規定する第二種区域

二 昼間及び夜間の時間

（一）昼間

午前八時から午後七時まで

（二）夜間

午後七時から翌日の午前八時まで